

社会福祉法人横磯福祉会
理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横磯福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第1条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 理事、監事及び評議員の報酬は、定款第8条第1項及び第21条第1項に定めるとおり無報酬とする。

(公 表)

第3条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行うものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年12月10日から施行する。